

「保育提供体制の確保のための実施計画」の
提出について

1 背景

国は、これまで待機児童解消を目標に、待機児童解消加速化プラン（平成 25～29 年度）、子育て安心プラン（平成 30～令和 2 年度）に基づく取組を推進してきた。

令和 3 年度からは、待機児童解消に加えて、女性（25～44 歳）の就業率上昇に対応するため「新子育て安心プラン（～令和 6 年度末）」を策定。

施設整備による保育の受け皿の確保だけでなく、①地域特性に応じた支援、②魅力向上による保育士確保、③地域のあらゆる子育て資源の活用の 3 本柱で施策を推進。

※本市でもプランの採択を受け、高知聖園マリア園など施設整備補助等を実施し、受け皿確保を進めた。

2 保育政策の新たな方向性について

保育の受け皿整備の推進等により、待機児童数は大幅減少した一方で、過疎地域などでは保育所等における定員充足率が低下。

⇒待機児童対策を中心とした保育の量の拡大から、「保育政策の新たな方向性」に基づく、地域課題に応じたきめ細かな対応への転換。

3 保育提供体制確保のための実施計画について

【計画提出自治体】

- ・令和 8 年度に就学前教育・保育施設整備交付金の活用予定自治体
- ・令和 8 年度に計画の採択を受け、「待機児童対策」、「人口減少対策」、「地域課題に応じた保育提供体制確保のための対策」に係る財政支援を受けようとする自治体

【計画概要】

- ・就学前児童数については、「第 3 期子ども・子育て支援事業計画」策定時の推計人口
 - ・申込者数（保育ニーズ）については、令和 7 年 4 月 1 日時点の実績に過年度の伸び率を乗じて令和 8 年度以降を推計
 - ・利用定員数（提供体制）は、令和 8 年 2 月 1 日時点の利用定員を反映
- ⇒児童数が減少していることもあり、現時点の利用定員で保育ニーズには充分対応できる体制

- ・一方で、保育ニーズの多様化が課題となっており、教育・保育の利用についての選択の幅を広げるための利用者への適切な情報提供や助言を行い、施設等を円滑に利用できるよう取組が必要。

本市で継続的に実施している「利用者支援事業（特定型）」について、「地域課題に応じた保育提供体制確保のための対策」の採択が国庫補助要件となっていることから、今回計画を提出し、採択を受けようとするもの。なお、令和 7 年度においても同様に計画を提出し、採択を受けているが、令和 8 年度より、計画の提出にあたっては、地方版子ども・子育て会議で承認を得るなどの意思決定が必要となったもの。